

学童保育のしあり

尾崎児童クラブ入所案内

<平成31年度>



社会福祉法人本荘双葉会

尾崎児童クラブ

〒015-0074 秋田県由利本荘市桜小路1-5

TEL (28) 5570 FAX (28) 5571

尾崎児童クラブ運営について

＜尾崎児童クラブ基本方針＞

1. 子ども達が、安全に楽しく放課後や学校休業日を過ごせる居場所を確保する。
2. 子ども一人ひとりの人権を尊重し、その健全育成のための支援をする。
3. 保護者が安心して仕事ができる環境をつくる。
4. 子どもの最善の利益を考慮し、保護者、学校、地域住民、行政との連携に努め地域の子育てを支援する。

＜尾崎児童クラブ保育方針＞

1. 子ども達が安心して過ごせる学童保育
 - ・子ども一人ひとりの思いに寄り添い、信頼関係を築く。
 - ・「一日の過ごし方」、「尾崎児童クラブのきまり」など、子ども達が見通しをもって活動できる生活づくりを行う。
 - ・遊びや年間行事など活動体験を通して、楽しむことを見出す力、自ら物事をやり遂げようとする意欲を育む。
2. 互いに学びあい育ちあう学童保育
 - ・異年齢集団の生活の中で、人を思いやる豊かで優しい心を育む。
 - ・集団生活の中で協調性、社会性を育てる。
 - ・子どもたちが自ら考え、行動し、責任をもつ力を育てる。
3. 保護者が安心して子どもを預けられる学童保育
 - ・児童クラブでの子どもの遊びや生活の様子等を日常的に保護者に伝える。
 - ・子どもの安全や健康、衛生管理に十分に配慮しながら生活環境を整える。
 - ・季節に合わせた活動を計画し、豊かな感性、想像力、思考力を育てる。
4. 地域に根ざした学童保育
 - ・積極的に地域との連携を図り、子どもの活動や交流の場を広げる。
 - ・家庭、学校、地域、行政との情報交換や情報共有、相互交流を図り、子ども一人ひとりが安心と信頼をもって生活できる環境づくりに努める。

1.学童保育の目的

保護者が労働等により専門家庭にいない児童に対し、放課後及び長期休業日、土曜日等に児童クラブにおいて家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。

2. 学童保育の期間等

(1) 学童保育期間

4月1日から翌年3月31日まで（一年更新）

(2) 学童保育時間

学校の授業日	下校時～午後7時
振替休日、土曜日	午前8時～午後7時
長期休業日	(土曜日は6時30分閉所)

(3) 学童保育の休業日

- 日曜日、祝日、お盆、年末年始休業
- 尾崎小学校運動会、学習発表会の日
- 自然災害により学校が臨時休業になった場合
- インフルエンザなどによる学校閉鎖になった場合

3.学童保育の利用について

(1) 登録対象児童

- 6年生までの児童で、一年を通して学童保育を利用する児童
- 保護者が仕事や病気、家族の介護などの理由で、家で保育できない家庭の児童

(2) 児童クラブ保育料

・保育料は1日の保育料×利用日数のほかに協力金、冷暖房費がかかります。

保 育 料	平日	1日200円	協 力 金	利用日数が5日まで・・・500円
	土曜日、長期休み等 授業の無い日	1日500円		// 10日まで・・・1,000円 // 15日まで・・・1,500円 // 16日以上・・・2,000円
冷房費(7~9月) 1ヶ月 500円		暖房費(11~3月) 1ヶ月 500円		

★1ヶ月の利用料

例：10日利用した場合（土曜日1回利用）

$$(200\text{円} \times 9\text{日}) + (500 \times 1\text{日}) + (1,000\text{円} + 500\text{円}) = 3,800\text{円}$$

A:口座振替(2,300円)

B:集金袋で支払う

(3) 保育料の減免

月額保育料は上限を5,000円とし、それ以上は減免される。協力金、冷、暖房費合わせて、利用料は7,500円が最高額となる。

- ①一人親世帯…「一日保育の日」の保育料500円が200円に減額される。また二人在籍の場合、保育料の少ない方の児童の協力金、冷暖房費を半額とする。
- ②生活保護世帯…保育料は免除されるが協力金は通常通りの請求となる。ただし二人在籍の場合、保育料の少ない方の児童の協力金、冷暖房費が半額となる。

(4) 集金について

①A 保育料（1日の保育料×利用日数）は口座振替により由利本荘市へ納付する。

②B 協力金、冷暖房費は集金袋に入れて、尾崎児童クラブへ支払う。

(5) 準備するもの

①着替え袋

季節にあった下着、靴下、トレーナー、ズボンなど入れておき隨時、点検補充する。

②内ズック

格技場や第二体育館での運動遊びに使う。

(6) 夏休みのプール利用について

①尾崎小学校のプールを毎日利用するので、プール用具を毎日持ってくる。

②病気や怪我でプールに入れない時は事前に連絡する。



(7) 冬場の雪遊びについて

- ①雪遊び用スキーズボン、水を通さないナイロン製手袋を用意する。

(8) お弁当について

- ①土曜日、長期休み等 1 日保育の日はお弁当を持参する。

- ・おしぶり、お茶は学童で準備する。
- ・夏場はお弁当袋に保冷剤を入れておく。

4. 利用するに当たってのお願い

(1) 欠席、お迎え時間の変更などの連絡

- ① (保護者) ⇒ (児童クラブ)

出席、欠席の連絡を確実にする。学校を休む時は学校だけでなく、学童にも必ず連絡する。児童クラブが開いていない時間帯は留守電に入れておく。

- ② お迎えは原則として保護者が行う。親戚の人や友人等に迎えを頼む場合、事前に児童クラブに連絡する。また、そのことを本人にも伝える。

- ③ (児童クラブ) ⇒ (保護者)

発熱など体調不良のときは連絡するので、早急に迎えに来るようとする。

(2) 学童保育利用の留意点

- ①学童に持ってくる持ち物は、すべてに名前を書いておく。

- ②学童保育は「学童であそびたい」という子どもの意のままに利用はすることはできない。保護者の仕事の都合にあわせて、保護者の判断で利用する日を決めるようになる。土曜日など保護者がお休みの日は自宅保育をする。

- ③お迎え時は、子どもに後片付けをさせ、忘れ物の無いようにする。

- ④お迎えの時間は閉所時間を過ぎないようにする。

- ⑤子どもが感染性疾患に掛かっている場合は医師の許可がおりるまで登所できない。また、子どもが属する学級がインフルエンザ等により学級閉鎖になった場合も学童保育を利用することは出来ない。

- ⑥子どもが故意に他人の物を壊した場合、修理代等を負担してもらう場合がある。

(3) 塾や習い事

- ①事前に申し出があれば、時間に間に合うよう声掛けをする。

- ②習い事が終わった後、家に帰るか児童クラブに戻るかを事前に保護者が決めて児童クラブに伝えておく。

- ③子どもの往復並びに経路の安全、送迎については保護者が責任を負う事とする。

- ④体調不良や道具を忘れた時は連絡するので休むかどうかの判断や対応は保護者が行う。



(4) 勉強について

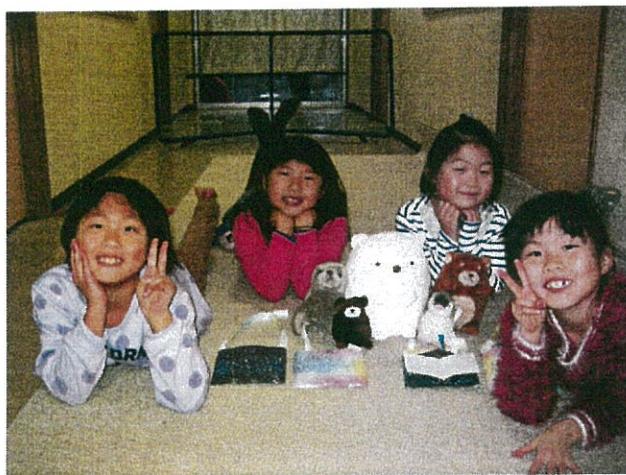
- ①勉強は子どもの自主的な活動とする。
- ②自主学習の時間と場所を用意するので、自主的に行えるようにする。
- ③勉強の相談には応じるが、強要はしない。
- ④点検や答え合わせなどは保護者が家庭で行う。

(5) 変更届について

※ 入所時の「申込書」の記載事項に変更があった場合、又は学童保育の利用をやめる場合は速やかに児童クラブへ「変更届」を提出する。(例:一人親や生活保護世帯になった時。住所、勤務先、携帯電話番号等が変わった時等)

(6) 緊急時の避難場所

- ①火災の場合: 尾崎小学校正門脇(自転車置き場前)
 - ②地震の場合: 同 上
- ※避難場所を変更する場合があるが、尾崎小学校の敷地内とする。
- ③津波警報が出た場合: 本荘公園本丸



<一日の過ごし方>

1. 授業のある日（月～金）		2. 授業の無い日（土、長期休み等）	
12:00～	開 所	7:45	開 所
14:30～	出席確認、健康観察、連絡帳	8:00～	出席確認、健康観察、連絡帳
14:40～	自主学習 自由遊び	9:30～	自主学習 自由遊び
15:45～	おやつ	10:00～	外遊び、自由遊び
16:00～	外遊び	11:30～	後片付け、手洗い
17:00～	自主学習、DVD、後片付け 帰りの準備（順次）	12:00～	昼食、休憩
～19:00	閉 所	※午後は授業のある日と同じ	

<年間行事計画>

	おもな行事
4月	1年生を迎える会、お花見散歩
5月	「母の日」プレゼントつくり 避難訓練（津波対応）
6月	「父の日」メッセージカードつくり
7月	七夕集会、ドッジボール大会
8月	ものつくり教室、プール教室
9月	「敬老の日」往復はがきで、お手紙をかこう！
10月	バス遠足、ドッジボール大会 避難訓練（火災対応）
11月	勤労感謝の日に因んで、職場訪問
12月	クリスマス集会
1月	お正月遊び、ものつくり教室
2月	節分集会、デイケアセンター訪問
3月	ひな祭り集会、入所説明会

*10月：尾崎小学校との情報交換会 7、12月：本荘地区学童クラブ情報交換会



(連絡先)

〒015-0074

由利本荘市桜小路1-5

社会福祉法人 本荘双葉会
《尾崎児童クラブ》
TEL 28-5570 FAX 28-5571